

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで  
② 昭和60年4月から62年3月まで

時期は覚えていないが、母親と一緒にA県B市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。しかし、若かったこともあり、しばらくの間は国民年金保険料を納付しなかったと思う。

その後、昭和57年又は58年になって、1年以内に3回ほど連続して、国民年金保険料の納付書が私に送られてきたので、その都度、近くの銀行又は郵便局で付加保険料を含めて一括して納付した。

1回ごとの納付金額は7万数千円ぐらいだったと思うが、3回も続いたので電話で確認すると、女性の担当者が、「これで納められるところは終わりです。」と言ったことを覚えている。

申立期間①の前後は納付済期間であるのに、申立期間①が未納期間とされているのは納得できない。

また、私は、昭和60年2月に事業を始めたが、その後、毎年送られてきた納付書により、付加保険料を含めた国民年金保険料を、近くの銀行又は郵便局で年度内に納付していたことをはっきりと覚えている。事業を始めたこともあり、確定申告の際には、C組織で、国民年金保険料の納付に係る控除申告の相談にのってもらっていた記憶もあるので、申立期間②が未納期間とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所(当時)では、過年度分の未納保険料に対する納付勧奨を行っていた一方、B市では、現年度分に未納期間があれば、納期限となる翌年度の4月に納付勧奨を行っていたとしているところ、申立期

間①前後の期間の納付記録（特殊台帳及びB市の国民年金収滞納一覧表）を見ると、i）昭和55年度及び58年度の国民年金保険料は、それぞれ昭和57年12月及び59年8月に一括して過年度納付、ii）昭和57年度及び59年度の保険料は、それぞれ昭和58年4月及び60年4月に一括して現年度納付されていることから、申立期間①前後の期間について、過年度分又は現年度分のいずれかの納付勧奨を受けて納付を行ったと考えられる申立人が、申立期間①のみ、いずれの納付勧奨にも応じなかった理由は見当たらない。

また、申立期間①は、12か月と短期間である。

さらに、付加保険料は、制度上、納期限を過ぎると納付できないが、上述のi）及びii）により納付された期間は、いずれも付加保険料を含めて納付済みになっていることから推認すると、申立人は、申立期間①についても付加保険料を含めて納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和60年度以降は、毎年送付されてきた納付書により、年度内に国民年金保険料を納付していたとしているが、現年度保険料の納付状況を記録するB市の国民年金収滞納一覧表を見ると、申立期間②前後の59年度及び62年度以降の納付記録は確認できるものの、申立期間②に係る保険料の納付記録は確認できない。

また、申立人は、昭和60年2月に事業を開始したとしており、当時において、生活環境に変化があったものと考えられる上、申立期間②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

夫の厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、夫がA社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。夫は、申立期間も退職することなく、継続して同社C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の同僚の陳述、同僚から提出された給料明細書及び市民税県民税特別徴収税額の納税者への通知書（昭和34年度分）から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（A社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、これを確認できる資料等はないものの、B社が「申立期間当時、従業員の社会保険は、D市のA社本社で一括して加入させていたが、同社C支店が新規適用事業所となったことに伴い、同支店の在籍者については、同社本社での資格を喪失させた。」と回答しているところ、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が、昭和34年9月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務の過誤により申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和25年1月30日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年12月から24年4月までは3,900円、同年5月から同年12月までは4,500円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年2月10日まで  
② 昭和21年5月1日から23年9月1日まで  
③ 昭和23年12月30日から25年1月30日まで

社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録状況について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、B社で、申立期間②及び③は、A社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同名簿の表紙の被保険者証番号欄(以下「被保険者増減表」という。)によると、申立人の標準報酬等級の欄に昭和24年5月の随時改定の記録が確認できるにもかかわらず、申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(昭和25年1月30日)より後の25年3月4日付けで、遡って23年12月30日として処理されており、同僚の二人についても、同様の処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、「A社が閉鎖する頃まで勤務していた。その時の従業員は5人程度であった。」と陳述しているところ、被保険者増減表により、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日における被保険者数は、4人であることが確認できることから、申立人は、少なくとも同社が厚生年

金保険の適用事業所ではなくなった日の昭和25年1月30日まで継続して勤務していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失処理は、事実上即したものであるとは考え難く、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日より後に、社会保険事務所が申立人の同社における資格喪失日を遡って処理する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の昭和25年1月30日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和23年12月から24年4月までは3,900円、同年5月から同年12月までは4,500円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、申立人は、戦争中からB社で勤務していたと陳述しているものの、同事業所は昭和25年11月13日付けで、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当時の事業主は所在が明らかでないことから、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等について確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和19年10月1日から20年8月26日までの期間に被保険者記録の有る30人のうち、所在の判明した3人に照会し、回答のあった2人のうち1人は、申立人を記憶しているものの、「申立人がいつから勤務していたのかは分からない。ただ、申立人は、戦争中には勤務していなかったように思う。」旨陳述している。

加えて、上記被保険者名簿を見ると、終戦時（昭和20年8月15日）において、厚生年金保険の被保険者であった者が22人確認できるところ、当該22人は、いずれも昭和20年8月26日付けで被保険者資格を喪失しており、その後、申立人が被保険者資格を取得する21年2月10日までの期間において、B社で被保険者資格を取得した者は確認できないことから、同事業所では、終戦後一旦、従業員全員の被保険者資格を喪失させ、その後、しばらくの間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

次に、申立期間②について、A社は、昭和20年9月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後の22年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②のうち、21年5月1日から22年9月1日までの期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社に係る上記被保険者名簿において、昭和22年9月1日から23年9月1日までの期間に被保険者記録の有る31人のうち、所在の判明した7人に照会し、回答のあった2人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申

立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた上司は、所在が明らかでないことから、当時の事情等について確認できない上、上記被保険者名簿を見ると、当該上司も、申立人と同日の昭和23年9月1日付けで、A社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社は既に解散しており、また、当時の事業主も所在が明らかでないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和52年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月21日から同年3月1日まで

C社D支社からA社に異動した時期である申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。

両社は関連会社であり、両社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された辞令簿、F健康保険組合の記録及び同僚の陳述により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和52年2月21日にC社D支社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年5月から同年8月までを32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月30日から同年10月1日まで  
② 平成17年4月1日から同年9月30日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間①については記録が無く、申立期間②については、実際の給与より標準報酬月額が低く記録されている。

申立期間①については、A社に平成17年9月30日まで勤務していたので、同社での資格喪失日は翌日の同年10月1日になるはずである。

また、申立期間②については、当時の給与明細書を所持しており、32万円の給与支払と保険料控除がなされているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料額から、申立期間

②のうち、平成 17 年 5 月から同年 8 月までを 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が保管されておらず、届け出た標準報酬月額は不明としているが、申立人提出の給与明細書に記載されている保険料控除額に相当する標準報酬月額と、年金事務所提出の申立人に係る資格喪失届に記載されている資格喪失時の標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、当該給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 17 年 4 月については、申立人提出の給与明細書で確認できる給与支給額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間①について、A 社が保管する申立人の退職願によると、「平成 17 年 9 月 30 日をもって退職いたしたくここにお願い申し上げます。」と記載されており、申立人の主張と符合する。

しかしながら、申立人の所持する給与明細書及び平成 17 年分の源泉徴収票により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、年金事務所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人の資格喪失日（平成 17 年 9 月 30 日）は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便により、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額及び当該期間前後と比べて著しく低く記録されていることが分かった。当該期間は、昇格し、転勤となった時期であり、申立期間前と同額又はそれ以上の給与額（7万6,000円程度）であったと考えられるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「人事記録カード」及び事業所陳述により、申立人は、昭和46年4月1日付けで、同社B営業所にて昇格し、当該期間における給与額は、6万2,400円であったことが認められる。

また、A社B営業所において、申立人と同職種（申立人の前任及び後任）であったとする同僚二人は、いずれも、申立期間当時は、前述の給与額に、配偶者については1万円程度、第1子については5,000円程度の家族手当が加算されていたとしているところ、申立人についてオンライン記録で確認できる申立期間前及び申立期間後の標準報酬月額は、給与額に家族手当を加算した額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、当該同僚二人のほか、申立人が「A社B営業所ではないが、同社の営業所において、申立期間当時に昇格した。」とする同僚2人を加えた4人に

係る標準報酬月額を確認したところ、いずれも昭和46年4月付け又は同年6月付けで、1万2,000円から1万6,000円までの範囲で標準報酬月額が増額しており、同じ役職級でありながら申立人の当該期間に係る標準報酬月額だけが、11等級もの大幅な減額がされていることは不自然である。

加えて、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できた同僚等のうち、所在が判明し回答を得た12人のうちの3人は、「申立期間についても、申立人主張の給与額に見合う厚生年金保険料が、申立人の給与から控除されていたのではないか。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「不明」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年1月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年10月1日から7年9月30日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年10月から6年10月までは30万円、同年11月は26万円、同年12月から7年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から7年9月30日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が、給料支払明細書で確認できる給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低くなっている。

給料支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年1月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたところ、同年10月13日付けで、遡って11万円に減額されている。

また、オンライン記録によると、当時、A社には、申立人以外に6人の厚生年金保険被保険者がいたが、このうち、事業主を除く5人の当該期間の標準報

酬月額についても、申立人と同日付けで遡って減額されている。

しかし、申立人及び上記5人の同僚のうちの1人から提出された当該期間の一部に係る給料支払明細書によると、兩人共に保険料控除額に見合う標準報酬月額は、遡及減額訂正前の標準報酬月額と一致しており、給与支給額に見合う標準報酬月額も、遡及減額訂正前の標準報酬月額と一致しているか、又はこれを上回っていることが確認できる。

また、申立人及び同僚の一人は、「当時、A社は、経営状況が悪化していた。」と陳述している上、不納欠損整理簿により、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成4年10月13日付けで行われた遡及減額訂正処理は、事実即したのものとは考え難く、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は見当たらないことから、当該減額訂正処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成4年10月1日から7年9月30日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、上記遡及減額訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成4年10月1日）において、11万円と記録されているところ、当該定時決定処理については、上記遡及減額訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

このため、当該期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、記録訂正が認められるかを判断することとなるが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、当該期間のうち、平成4年10月から6年4月までの期間及び同年8月から同年10月までの期間は30万円、同年11月は26万円、7年4月から同年8月までの期間は30万円とすることが妥当である。

また、当該期間のうち、平成6年5月から同年7月までの期間及び同年12月から7年3月までの期間については、申立人は、給料支払明細書を所持していないものの、同僚から提出された給料支払明細書の内容等から判断して、申立人が当該期間もその前後の期間と同額程度の給与を支給され、同額の標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが

認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られなかったものの、申立人及び同僚の給料支払明細書により認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書等により認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額（20万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から49年7月1日まで  
A社における申立期間の標準報酬月額が、厚生年金基金の記録よりも低い額となっているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間直前の昭和48年10月1日の定時決定において、当初、第33等級（当時の最高等級）の13万4,000円とされていたが、厚生年金保険法の一部改正（昭和48年9月26日法律第92号）によって、標準報酬等級の最高等級が第33等級（13万4,000円）から第35等級（20万円）に引き上げられたことに伴い、同年11月1日付けで、法改正後の最高等級よりも2等級低い第33等級の18万円に改定されている。

一方、B厚生年金基金の加入員台帳では、申立人の報酬標準給与は、昭和48年10月1日の定時決定において、当初、第33等級（当時の最高等級）の13万4,000円とされていたが、前述の法改正に伴い、同年11月1日付けで、第35等級（法改正後の最高等級）の20万円に改定されている。

また、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行について」（昭和48年9月26日庁保発第14号）によると、標準報酬月額の最高等級の改定に際しては、直前の定時決定（昭和48年10月1日）の際に事業主から提出された被保険者報酬月額算定基礎届に基づき、社会保険事務所が改定することとされていたところ、日本年金機構及びB厚生年金基金は、いずれも「法改正による上限額の変更に際して、事業主から改めて届出書類を求めていなかった。」と回答している。

さらに、B厚生年金基金は、「申立期間当時の算定基礎届は複写式で、同一内容のものが社会保険事務所と当基金に提出されていた。」と回答している。

加えて、申立人から提出された昭和48年分給与所得の源泉徴収票等によると、申立人には、申立期間当時、最高等級の標準報酬月額（20万円）を超える報酬が支給されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額（20万円）であったと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月28日は17万円、17年8月12日は18万円、同年12月28日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月28日  
② 平成17年8月12日  
③ 平成17年12月28日

申立期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成16年12月28日は17万円、17年8月12日は18万円、同年12月28日は20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の賞与に係る届出を失念した旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月28日、17年8月12日、同年12月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月1日から19年1月1日まで

私は、平成18年12月31日にA社を退職したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年1月1日と記録されており、申立期間の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主の陳述及びA社が顧問契約を結んでいる社会保険労務士から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿で確認できる保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出た旨を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成18年1月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成21年10月1日から22年1月1日までの期間については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を21年10月は16万円、同年11月及び同年12月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、平成22年1月1日から23年3月1日までの期間については、21年10月1日の厚生年金保険被保険者資格の取得時に、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められる上、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年10月1日から23年3月1日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている支給額及び厚生年金保険料控除額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基

づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成21年10月1日から22年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年1月1日から23年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成21年10月1日から22年1月1日までの期間については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額から、平成21年10月は16万円、同年11月及び同年12月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間のうち、平成22年1月1日から同年9月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書によると、i) 21年10月21日から同年11月20日まで標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたこと、ii) 当該期間において標準報酬月額28万円に相当する報酬月額又はそれを上回る報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成22年9月1日から23年3月1日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間のうち、平成22年1月から23年2月までの期間に係る標準報酬月額については、28万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成21年10月1日から22年1月1日までの期間については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を21年10月は18万円、同年11月及び同年12月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成22年1月1日から23年3月1日までの期間については、21年10月1日の厚生年金保険被保険者資格の取得時に標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められる上、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年10月1日から23年3月1日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている支給額及び厚生年金保険料控除額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基

づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 21 年 10 月 1 日から 22 年 1 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 1 月 1 日から 23 年 3 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成 21 年 10 月 1 日から 22 年 1 月 1 日までの期間については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び申立人から提出された預金通帳において確認できる給与振込額から、平成 21 年 10 月は 18 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間のうち、平成 22 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人から提出された給与明細書によると、i) 21 年 10 月 21 日から同年 11 月 20 日まで標準報酬月額 28 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたこと、ii) 当該期間において標準報酬月額 28 万円に相当する報酬月額又はそれを上回る報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 22 年 9 月 1 日から 23 年 3 月 1 日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる 22 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 28 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間のうち、平成 22 年 1 月から 23 年 2 月までの期間に係る標準報酬月額については、28 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、61年4月から同年12月までの期間、62年1月から63年3月までの期間、平成5年4月から6年3月までの期間、9年4月から12年2月までの期間及び13年4月から18年6月までの期間の保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から56年3月まで  
② 昭和61年4月から同年12月まで  
③ 昭和62年1月から63年3月まで  
④ 平成5年4月から6年3月まで  
⑤ 平成9年4月から12年2月まで  
⑥ 平成13年4月から18年6月まで

年金事務所で納付記録を確認したところ、各申立期間の国民年金保険料が未納であることが分かった。

昭和48年3月頃、結婚を契機に、義父が私たち夫婦の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。また、手続後、義母が夫婦二人分の国民年金手帳を自宅に届けてくれたことを記憶しているが、離婚の際に処分してしまった。

申立期間①の納付方法については、義父が自分たち夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付する際に、私たち夫婦の国民年金保険料も納付してくれていたはずである。

申立期間②については、以前から、家業が経営困難になっており、夫婦共に国民年金保険料の納付を免除してもらっていたので、前年度に引き続き、元夫が夫婦二人分の免除申請手続を行ったはずである。

離婚後の申立期間③、④、⑤及び⑥については、無職のため国民年金保険料の納付は困難であったので、毎年送付されてきた保険料免除申請書類により、自ら免除手続を行っていた。

各申立期間が未納期間となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、その元義父が昭和48年3月頃に、申立人及びその元夫の国民年金の加入手続を行い、自分たち夫婦の国民年金保険料と一緒に集金人に納付していたはずであると申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録からみて、A県B市において、昭和54年8月頃に申立人の元夫及び元義弟夫婦と連番で払い出されており、陳述と符合しない上、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①のうち、48年3月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、時効により納付することはできない。

また、申立人及びその元夫は、国民年金手帳記号番号の払出し直後の昭和54年9月に、B市からA県C市に転居しているが、特殊台帳を見ると、55年5月6日になって職権転入させている記録が確認でき、当時、住所変更手続を的確に行っていなかったことが確認でき、申立人の元義父が、申立人及びその元夫の転居後の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、特殊台帳を見ると、申立期間①のうち、昭和54年度の欄に「55催」、また、55年度の欄に「56催」の押印があり、申立人及びその元夫は、当該年度の未納に対しての納付催告を受けていることが確認できる一方、申立人の元義父が申立人及びその元夫と共に国民年金保険料を納付していたとする申立人の元義母の特殊台帳を見ると、54年度及び55年度の保険料は現年度納付されている。

次に、申立期間②について、申立人は、その元夫が前年度に引き続き、夫婦の免除申請手続を行ったはずであるとし、申立期間③については離婚後、自らが手続を行ったとしている。

しかし、申立人の元夫が申立期間②に係る免除申請手続を行った場合、昭和61年4月から62年3月までの1年単位での申請が通常であり、離婚前の期間である申立期間②については、申立人の元夫が手続を行い、離婚後の期間である申立期間③については、申立人自らが手続を行ったとする主張は不自然である。

また、C市では、平成4年以降の免除申請に係る電算記録を保存しており、これを確認したところ、申請免除記録のある期間については、申請手続日及び承認進達日の記録がある一方、申立期間④、⑤、及び⑥については、いずれの期間も却下事跡又は免除申請手続自体が行われていないことが確認できる。

さらに、D年金事務所では、平成16年度からの免除申請書(却下分を含む。)を全て保存しているところ、申立期間⑥のうち、平成16年4月から18年6月までの申立人に係る免除申請書は見当たらないとしており、同期間のC市の電

算記録と一致している。

加えて、申立期間は6期間で、合わせて19年3か月に及んでおり、これほど複数回及び長期間にわたって国民年金保険料の記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間①の保険料納付並びに申立期間②、③、④、⑤及び⑥の保険料免除をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し、また、免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から平成2年6月まで

私は、昭和58年1月に会社を退職後、家業を手伝うようになり、同年8月頃から本格的に家業に従事するようになったが、私自身はそれまで国民年金の手続及び国民年金保険料の納付を行っていなかった。

しかし、その後、時期ははっきり覚えていないが、当時、家業の経理を行っていた祖父から、私たち夫婦の国民年金保険料が未納になっていることを知ったので、保険料を納付しておいたということを聞いた記憶があり、また、両親もそのような話を聞いた記憶があると言っている。

その後の私たち夫婦の国民年金保険料についても、祖父が納付してくれており、祖父が亡くなった後は、祖父の話を聞いていた祖母が、私たち夫婦の保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和58年8月頃から家業に従事するようになった後、時期ははっきり覚えていないが、申立人の祖父が、申立人夫婦の国民年金保険料の未納を知ったので保険料を納付し、その後の保険料についても申立人の祖父及び祖母が納付していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び特殊台帳を見ると、申立人が会社就職による厚生年金保険の加入に伴い、国民年金被保険者資格を喪失した昭和57年3月29日以降、同被保険者資格を取得したことは認められない上、申立人が所持する年金手帳を見ても、申立期間について国民年金被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は確認できないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、その祖父及び祖母が申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたと陳述するのみで、会社退職後の国民年金への加入手続及び申立期間の保険料納付について関与しておらず、これらを行ったとする申立人の祖父及び祖母は既に他界していることから、申立期間の保険料納付の具体的な状況を確認することができない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、7年6か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から平成2年6月まで

私は、昭和57年10月に結婚し、58年8月頃から夫の家業に従事するようになったが、私自身はそれまで国民年金の手続及び国民年金保険料の納付を行っていなかった。

しかし、その後、時期ははっきり覚えていないが、当時、家業の経理を行っていた夫の祖父から、私たち夫婦の国民年金保険料が未納になっていることを知ったので、保険料を納付しておいたということを聞いた記憶があり、また、夫の両親も、そのような話を聞いた記憶があると言っている。

その後の私たち夫婦の国民年金保険料についても、夫の祖父が納付してくれており、祖父が亡くなった後は、祖父の話を聞いていた夫の祖母が、私たち夫婦の保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和58年8月頃からその夫の家業に従事するようになった後、時期ははっきり覚えていないが、申立人の夫の祖父が、申立人夫婦の国民年金保険料の未納を知ったので保険料を納付し、その後の保険料についても申立人の夫の祖父及び祖母が納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の実家のあるA県B市C町において、結婚前の昭和57年2月10日に旧姓で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるが、申立人は、結婚前に勤務していた会社の退職時に年金手帳を受け取った記憶があるのみで、国民年金の加入手続及び結婚後の国民年金に係る手続についての記憶

はないと陳述している。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者記号番号及び国民年金手帳記号番号が記載されている年金手帳を見ると、申立人の旧姓から現姓への氏名変更及び申立人の実家のあるB市C町から結婚後の転居先であるB市D町への住所変更について、家業が厚生年金保険適用事業所になることに伴い、申立人が厚生年金保険被保険者となった後の平成2年7月31日付けで行われていることが確認できる。

したがって、申立人が所持する年金手帳からは、それまで、結婚後における国民年金法上の手続が行われたものとは考え難い上、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶はないと陳述している。

さらに、申立人は、その夫の祖父及び祖母が申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたと陳述するのみで、結婚後における国民年金の手続及び申立期間の保険料の納付について関与しておらず、これらを行ったとする申立人の夫の祖父及び祖母は既に他界していることから、申立期間の保険料納付の具体的な状況を確認することができない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間は、8年8か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から49年12月まで

私は、申立期間当初は専門学校に通っており、昭和47年3月の卒業後は、A職として厚生年金保険の適用の無い会社に勤務していた。当時、B県C市役所の近くで事業を営んでいた父が、顔見知りの同市役所職員から国民年金に加入することを勧められたので手続を行い、加入当初の国民年金保険料も納付してくれたはずである。

昭和53年3月、私が結婚する際に、父が、「昭和46年12月から結婚前までの国民年金保険料を納付しているので、年金をもらいたかったら、今後は自分で納めなさい。」と言って年金手帳を渡してくれたことを覚えている。

国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については、全て亡くなった父が行っており、私は全く分からないが、申立期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については、その父親が行ったとして、自身は全く分からないとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市において、昭和52年3月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、特殊台帳を見ると、申立期間直後の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、申立人の父親は、加入後に納付可能な期間の保険料を納付した一方、申立期間の保険料については、納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、また、これらを担っていたとする申立人の父親は既に他界しているため、申立期間の保険料納付に係る状況を確認することはできない。

加えて、申立人が結婚前にその父親から受け取ったとする年金手帳は、昭和49年11月以降に使用されている三制度共通の手帳であり、それ以前の別様式の手帳を父親から受け取った記憶はないとしている。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から 50 年 9 月 15 日まで  
② 昭和 50 年 9 月 16 日から 57 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 57 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 31 日まで A 社に管理職として勤務しており、勤務地の異動などはなかった。

ねんきん定期便で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額になっているので、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A 社（本社 B 県、以下「A 社 I」という。）で申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している同職種の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であり、申立期間①について同じような額で推移している。また、同社は、「賃金台帳等の資料を保管しておらず、当時の状況は不明。」と回答している上、申立期間当時の同社の事業主及び事務担当者は、いずれも既に死亡しており、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

さらに、A 社 I に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無い。

申立期間②について、A 社（本社 C 県、A 社 I とは別事業所、以下「A 社 II」という。）で厚生年金保険被保険者記録のある元同僚が所持している昭和 55 年 11 月支給分の給与明細書を見ると、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社Ⅱの承継会社であるD社は、「賃金台帳等の資料を保管しておらず、当時の状況は不明。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び事務担当者は、いずれも既に死亡しており、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

さらに、A社Ⅱに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無い。

申立期間③について、A社（本社C県、上記A社Ⅰ、Ⅱとは別事業所、以下「A社Ⅲ」という。）は、平成7年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、既に解散している上、事業主及び事務担当者は、いずれも既に死亡しているため、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

さらに、A社Ⅲに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無い。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 52 年 12 月 5 日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）C支社に勤務した期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。同社には主人の親友であった同社のC支社長に採用され、E職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断して、申立人がB社C支社に勤務していたと認められ、その期間は長くとも、昭和49年1月から51年3月までであったと推認できる。

しかし、B社の社会保険関係等を受託しているD社は、「当社は、A社が作成した全ての厚生年金保険の加入期間に係る同社の被保険者台帳を保管している。その台帳を確認したが、申立人に係る記録は見当たらなかったことから、当時、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。また、厚生年金保険に加入させていない者の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

また、申立人がA社C支社において、一緒に勤務していたとする元同僚は、「申立期間当時、A社C支社では、女性従業員を学卒採用していた。申立人の採用経緯は、これとは異なっており、申立人の業務内容が補助的業務であったことを覚えているので、申立人は、アルバイト勤務であったように思う。」と陳述している。

さらに、申立人を採用したとするA社のC支社長は、既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで  
昭和 62 年 4 月末、前職の会社を退職後すぐに A 社に就職し、63 年 10 月の結婚直前まで勤務した。結婚式のビデオには同社部長の挨拶が収録されており、申立期間に同社に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料も控除されていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元事業主及び複数の元従業員の陳述から判断して、詳細な入退社の時期までは確認できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主が「正社員として記憶している。」として名前を挙げた女性については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において該当する記録が見当たらない上、申立人、元事業主及び元従業員は、「申立期間当時の従業員数は、15 人から 20 人までぐらいであった。」と陳述しているところ、被保険者増減表及び前述の被保険者名簿によると、申立期間当時における同社の被保険者数は、最少で 7 人、最多でも 15 人であることから、同社では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立期間に、A 社において厚生年金保険の被保険者記録のある複数の元従業員が、「実際の入社時期よりも半年ないし 1 年遅れて厚生年金保険に加入している。」と回答している上、オンライン記録によると、申立人が先輩として名前を挙げた女性従業員は、申立人が入社したとする時期の約 8 か月後に被保険者資格を取得していること等から、同社は、厚生年金保険に加入させる場合であっても、必ずしも採用後直ちに加入させていたわけではなかつ

ったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、A社の新規適用日から適用事業所ではなくなった日までの期間において、被保険者記録が確認できる者は38人で、そのうちの所在が判明した25人に対して照会を行ったところ、被保険者ではなかった期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述等は得られない。

加えて、A社は平成3年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、前述の元事業主は、「会社の資料は全て破産管財人に押収された。」と陳述しているところ、当該破産管財人が所属している事業所は、「書類の保管期限経過により、申立事業所に係る書類は保管していない。」と回答していることから、申立人の同社における入退社の時期及び申立期間における厚生年金保険料の控除の状況等を確認することはできない。

このほか、前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない上、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 1 日から平成 3 年 8 月 9 日まで  
② 平成 7 年 8 月 1 日から 8 年 3 月 26 日まで

ねんきん定期便により、A社とB社で勤務した期間の標準報酬月額が、当時の給料額と比べて低額であることが分かった。申立期間①については、夫が死亡したので、記録のような金額では二人の子供を育てられない。当時は、15万円から25万円までぐらいの給料をもらっていた。また、申立期間②については、入社の際に25万円なければ生活できないとお願いして、給料を決めてもらい、平成4年6月からはずっと30万円であった。申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人が平成3年8月8日にA社を離職する直前6か月間の給与の平均月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額であったことが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、所在が判明した被保険者に照会し、回答のあった者のうち、一人が所持する平成元年の源泉徴収票によると、「社会保険料等の金額」欄に記載された金額は、同票の「支払金額」欄に記載された金額に基づく雇用保険料並びにオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合算額にほぼ一致することから、同社では、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたことがうかがえる。

また、A社の元事業主は、「当時の資料が無く、社会保険事務は、申立人

に任せていたので分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同質業務又は同じ女性の被保険者の標準報酬月額を比べても、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額であるとされる事情は見受けられない。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額に、遡及して訂正された形跡は見当たらない。

このほかに、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたことが確認できるところ、平成9年1月9日付けで、7年10月1日の定時決定の取消し処理がされた上、同年8月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人が平成8年3月5日にB社を離職する直前6か月間の給与の平均月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額であったことが確認できる。

しかし、B社に係る閉鎖登記簿により、申立人が当該遡及訂正処理時に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在が判明した者に照会し、回答のあった者のうち、二人は、「社会保険事務をしていたのは、申立人のみであった。」と陳述している上、申立人は、「元事業主が死亡した後、私が平成8年2月5日に代表取締役になってからは、社会保険事務の届出の際に使用する会社印は、私が保管していた。」と陳述していることから、当該遡及訂正処理に関して、社会保険事務所（当時）が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効及び記録の相違を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 23 日から 57 年 10 月まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。昭和 52 年 9 月から 57 年 10 月まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間も同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間の保険料について、申立人は、「私の給与から保険料は控除されておらず、事業主が、被保険者負担分も含めて全額を納付していたと思う。」と陳述している。

また、元事業主は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、記憶も定かではないため、申立期間に、申立人の給与から保険料を控除したか否か不明である。」と陳述している。

さらに、申立人は、「A社には、アルバイトとして勤務していた。」と陳述しているところ、元事業主が、正社員として1年半ないし2年間勤務した後、アルバイトとして2年ないし3年間勤務したと記憶する者の被保険者記録は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、1年4か月しか確認できない。また、前述の被保険者名簿では、元従業員が、アルバイトとして勤務していたと記憶する同僚の氏名を確認できないことから、同事業所では、アルバイトとして勤務していた者を厚生年金保険に加入させない取扱いであったと考えられる。このことから、アルバイトとして勤務していた申立人が、同事業所に勤務していながら、厚生年金保険に加入していない期間が有ることに不自

然さは見られない。

加えて、申立人の申立期間当時の住所地であるB市に照会したところ、「申立人は、社会保険を離脱したことにより、昭和53年7月1日に国民健康保険の資格を取得し、現在も加入中である。」との回答が得られたことから、申立人は、申立期間のほぼ全期間について、国民健康保険被保険者であったことが確認できる。

このほか、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない上、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月頃から22年3月5日まで

私は、申立期間にA社(現在は、B社)で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間当時、A社には、厚生年金保険に加入していない臨時雇いの従業員がいたが、私は、既に正社員として勤務していた者の紹介で、正社員として入社したので、厚生年金保険にも勤務開始時から加入しているはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された辞令発令原簿等により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが認められる。

しかし、申立人は、自身をA社に紹介したとする同僚の名前を挙げ、当該同僚とは同じ業務に従事していたとしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は、申立期間の終期に近い昭和22年2月1日に被保険者資格を取得している。

また、申立人は、当該同僚のほかにも、同じ業務に従事していたとする同僚4人の名前を挙げているが、上記被保険者名簿を見ても、当該4人の被保険者記録は確認できないことから、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、「辞令発令原簿のほかには申立期間当時の資料が残っていないため、保険料控除の状況は不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主は所在が明らかでなく、申立人が申立期間当時に社会保険事務を担当していたとする者も、申立期間当時のことは覚えていないと回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等の状況について確認

できない。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 13370 (事案 12434 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 21 日から 13 年 10 月 1 日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額が、通勤手当を含めた実際の給与支給額よりも低く記録されているとして、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している等の理由から、記録の訂正は認められなかった。

しかし、申立期間の標準報酬月額に通勤手当が含まれていないのは、社会保険事務所（当時）が適切に業務を行っていなかったことが一因であるので、本来は年金事務所が職権で、通勤手当を含めた標準報酬月額に訂正すべきである。ところが、年金事務所は何度言っても訂正してくれないので、提出できる新たな資料及び情報は無いが、再度、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人提出の給与支給明細書及びA社提出の賃金台帳により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 10 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の標準報酬月額が、通勤手当を含めた実際の給与支給額よりも低く記録されているとして、再度申し立てているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たと認めることはできない。

なお、申立人は、「申立期間の標準報酬月額に通勤手当が含まれていないのは、社会保険事務所が適切に業務を行っていなかったことが一因であるので、本来は年金事務所が職権で、通勤手当を含めた標準報酬月額に訂正すべきである。」と主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、標準報酬月額の記録については、事業主からの届出、給与からの保険料控除額等に係る事実認定に基づき、記録訂正の要否を判断する機関であり、これと離れて社会保険事務所の事務事業自体が適切かどうかを判断するものではないため、申立人の主張は認められない。

## 大阪厚生年金 事案 13371 (事案 11782 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から 39 年 3 月 21 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社における被保険者期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないことから、記録の訂正を求めて年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、一連の事務処理に不自然さやうかがえない等の理由により、記録の訂正は認められなかった。

今回、B社発行のC資格認定証を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等の申立人の氏名は、同社を退職した 13 日後の昭和 39 年 4 月 3 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間に係る脱退手当金は同年 4 月 28 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更の処理が行われたものと考えるのが自然である、ii) 上記被保険者名簿の申立人の欄を見ると、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない、iii) 申立人は、同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の強制加入期間が有るが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が 51 年 9 月に払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当該加入手続を行うまで公的年金の加入歴が無い申立人が、当時、脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえないと

して、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B 社発行の C 資格認定証を提出し、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めてほしいと主張しているが、当該認定証には、申立人の同社における C 資格としての略歴などが記載されているのみで、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人から改めて聴取しても、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 1 日から平成 4 年 1 月 21 日まで  
新聞の社員募集広告を見て、昭和 56 年 3 月に A 社に正社員として入社しており、同社では、入社以来ずっと給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。

申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できないので、調査して記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿より、申立期間に同社での被保険者記録が確認できる複数の同僚及び同社の回答から判断すると、申立人は、昭和 56 年頃から同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は、「申立期間当時の関連資料は残存しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況は不明であるものの、申立期間当時には、厚生年金保険の被保険者となるかどうかを選択させることがあり、被保険者となっていない者から保険料を控除することはない。」旨回答している。

また、A 社に係る前述の被保険者名簿より、申立期間に同社での被保険者記録が確認できる同僚は、「A 社では、厚生年金保険の被保険者となるかどうかを選択できた。」旨陳述している。

さらに、A 社に申立期間の前から勤務し、平成 7 年まで厚生年金保険の被保険者記録が無い同僚は、「私の A 社での在籍期間には、厚生年金保険に加入していない期間があるが、当該期間の厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

加えて、申立人の A 社における雇用保険の加入記録は、同社における厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、オンライン記録によると、申立人は、

申立期間のうち、一部の期間において国民年金に加入し、当該期間については、国民年金保険料の申請免除期間又は現年度納付期間であることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 13373 (事案 10556 及び 12858 の再々申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 7 月 1 日から 26 年 3 月 1 日まで  
年金事務所の夫の加入記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

しかし、夫の申立期間の年金記録が無いのは、社会保険事務所（当時）が不適切な事務処理を行っていたと考えており、これまでに 2 回、夫が申立期間前に勤務した A 社（現在は、B 社）、あるいは申立期間後に勤務した C 社（現在は、D 社）のいずれかに係る記録の訂正を求める申立てを年金記録確認第三者委員会に行ったが、認められなかった。

今回、新たな資料として、昭和 24 年 7 月に撮影された夫の C 社の社員旅行の写真を提出するので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び申立人と同日に被保険者資格を喪失している同僚の陳述から、申立人が昭和 24 年 6 月 30 日に A 社を退職したことが認められること、ii) C 社の同僚の陳述から、申立人が申立期間中の 25 年 1 月下旬頃には、同社に勤務していたことは推認できるものの、複数の同僚の陳述から、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員について、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえること、iii) 当時の経理事務担当者であったとする同僚は、「厚生年金保険に未加入の従業員の給与から保険料を控除することはあり得ない。」旨陳述して

いること、iv) D社は、「当時の資料等が残存せず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」旨回答していること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成23年4月1日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

また、その後、申立人の妻は、新たな資料として、D社から得られた厚生年金保険の加入手続等に係る回答書を提出し、再度申し立てたが、当該回答書を見ると、厚生年金保険の加入手続については、「会社としては、入社後即時に社会保険の加入手続を行い、意図的に加入しなかったとは思いません。」旨記載されているものの、申立人の入社時期及び当時の福利厚生の適用状況等については、「お問い合わせの件につきましては、当時の記録が一切残っておらず、不明としか回答できません。」旨回答していることから、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年12月9日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、新たな資料として、「昭和24年7月に撮影された夫のC社の社員旅行の写真」を提出し、申立期間について再々度の申立てを行っているが、当該写真に写っている人物のうち、申立人及びその弟は既に死亡しており、その他の人物の氏名も特定できないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況などを照会できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 15 日から 36 年 3 月 20 日まで  
A社B支店での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みと記録されている。  
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における被保険者期間に係る脱退手当金については、請求及び受給した記憶はないとしている。

しかしながら、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、同支店において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和36年5月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなくない。

また、申立期間に係る脱退手当金は昭和36年5月12日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなくない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。